

令和8年度食の県外催事強化業務 企画提案募集要領

本要領は、令和8年度食の県外催事強化業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名
令和8年度食の県外催事強化業務
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和8年度食の県外催事強化業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業費（委託上限額）
金10,317,712円（消費税及び地方消費税額937,973円含む。）

2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始から企画提案提出時までの間、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (10) 共同提案による参加も認めるが、その場合は、全参加事業者が上記（1）～（9）を満たさなければならない。また、宮城県は代表事業者とのみ委託契約を行い、その他の参加事業者は代表事業者との委託契約（宮城県との関係は再委託に該当）

により業務を行うこと。

なお、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うものとする。

3 スケジュール

	項目	年月日
(1)	企画提案募集開始	令和8年3月26日(木)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年4月8日(水)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年4月15日(水)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和8年4月21日(火)
(5)	企画提案書の提出期限	令和8年4月27日(月)
(6)	企画提案書のプレゼンテーション・選考	令和8年5月12日(火)
(7)	選考結果の通知(予定)	令和8年5月中旬
(8)	契約の締結(予定)	令和8年5月下旬

4 応募手続

(1) 企画提案書作成等に関する質問受付

ア 受付期限

令和8年4月8日(水)午後3時まで(必着)

イ 質問方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにより下記アドレス宛て送付すること。
s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp (宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班)

ウ 回答方法

質問の回答は、令和8年4月15日(水)までに宮城県農政部食産業振興課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しない場合がある。

なお、電話や口頭による質問及び受付期限を過ぎてからの質問は、一切受け付けない。

(2) 企画提案への参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式第2号) 1部

(イ) 宣誓書(様式第3号) 1部

イ 提出期限

令和8年4月21日(火)午後3時(必着)

ウ 提出方法

持参又は郵送

エ 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎10階北側)

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式） 10部 ※電子媒体でも提出
 (イ) 事業経費見積書（任意様式） 10部

イ 提出期限

令和8年4月27日（月）午後1時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送（電子媒体は電子メール、CD-R等）

エ 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎10階北側）
 電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

オ 留意事項

- (ア) 企画提案書はA4判片面印刷（電子媒体はPDF形式とする。）とし、ページ番号を付すること。また、構成は、下記に沿って提案内容を明快にまとめたものとする。

項目		記載内容	
I	表紙	委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・FAX番号・電子メールアドレス）	
II	目次	本文の各項目及び対応するページ番号	
III	本文	① 目的に応じた会場選定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 各会場選定の目的について、想定する具体的な会場候補 会場の特性（立地、客層、集客力等）を考慮した選定理由 「提案型」の会場選定については、「なぜその場所で、誰に対して、どのようにアプローチすることが、県産品の新規顧客獲得及び将来的なファン化に繋がるのか」という考え
		② 売上見込み	<ul style="list-style-type: none"> 全販売会合計の売上見込み額 売上見込み額を算定する上での考え方や参考となる情報（会場の特性や過去の実績等） 販売会実施内容の充実のため売上の一部を販売収益として受け取る場合、売上に対するその手数料率
		③ 販売商品数の見込み及び商品選定	<ul style="list-style-type: none"> 延べ商品数及び合計取扱アイテム数の見込み 多品目の商品を確保するための事業者へのアプローチ方法 未認知だが魅力ある商品を発掘するための独自のネットワークやリサーチ手法 特定の商品や事業者に偏らないよう、県内各地域のバランスや食品カテゴリー（農産・水産加工

			品、菓子、調味料、酒類等)の多様性を保つための選定ルールや考え
	④	販売会実施内容の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・集客のため、商品の魅力訴求のための具体的な運営方法や工夫(接客・販売方法、各商品の魅力や背景を効果的に伝える紹介手法、試食の提供方法等) ・定番商品だけでなく、「多様な県産品」に光を当てる運営方法や工夫
	⑤	継続購入に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」への誘導策(会場内の商品とサイト掲載商品との連動した紹介、二次元コード付きチラシの配布、接客時の案内等) ・必要に応じて、受注者独自の販路拡大支援策
	⑥	スケジュール及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール、人員・体制、再委託の有無(再委託する場合は、再委託先との業務分担を明記)
	⑦	類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した類似業務の実績

- (イ) 事業経費見積書は、項目ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、売上の一部を販売収益(手数料)として受け取る場合は、販売収益の見込み額を明記した上で、事業総経費から当該金額を差し引いて見積額(委託提案額)を算出し、消費税及び地方消費税額の金額を算出の上、合計金額を記載すること。

なお、販売収益が受注者の見込み額に達しなかった場合でも、発注者はその差額を補填しないもの。

- (ウ) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、発注者から内容の補完や不明点の確認等のため、追加書類の提出を求める場合がある。

5 評価・選定方法

(1) 選定方法

発注者が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、採点の結果、最高点を付けた選定委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、各選定委員の評価点の合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日

令和8年5月12日(火) ※実施時間は別に定める。

イ 実施場所

県行政庁舎会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号）※詳細は別に定める。

ウ 実施方法

- (ア) 出席者は1提案者当たり3人以内（提案に係るプロジェクトへの参画者に限る）とする。
 - (イ) 1提案者当たりの持ち時間は45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）とする。
 - (ウ) 提案者が複数いる場合、別に定める時間割に従い実施する。
 - (エ) 原則、事前に提出のあった企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は認めない。
 - (オ) モニター（対応ケーブルはHDMI）の使用を希望する場合は、企画提案書等の提出時に申し出ること。
なお、この場合、パソコンは提案者が用意すること。
 - (カ) 提案者が多数の場合は、事前に企画提案書等による予備審査を行い、上位3者程度を選定した上で、プレゼンテーションによる本審査を実施する。
- (3) 選定結果の通知
審査終了後、書面にて、全ての提案者に審査結果を通知する。
なお、選定結果に関する質問及び異議は受け付けられないものとする。
- (4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い
提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、当該提案者を業務委託候補者として選定する。また、提案者が業務を適切に実施できないと判断された場合又は提案者が無い場合は、再度提案者を募集する。
- (5) 選定結果の公表
選定結果については、選定された業務委託候補者の名称、参加事業者の名称、点数等を公表する。

6 評価基準・配点

	評価項目	評価基準	配点
①	開催場所 及び売上 見込み	・会場選定の3つの目的（人流重視、体験・訴求、地方展開）に対し、それぞれ具体的な会場候補を提示した上で、会場の特性や客層が「なぜ各目的に合致し、最適と言えるのか」について、客観的な根拠に基づいた適切な理由付けがなされているか。	15点
		・「提案型」の会場選定に当たっては、「なぜその場所で、誰に対して、どのようにアプローチすることが、県産品の新規顧客獲得及び将来的なファン化につながるのか」という、一貫性のある戦略的なシナリオが描かれているか。	10点
		・全販売会合計の売上見込みは県の想定以上であり、各会場の特性や過去の実績に照らし、その数値が現実的かつ達成可能な計画となっているか。	5点

②	販売商品数の見込み及び商品選定	・延べ商品数及び合計取扱アイテム数の見込みは県の想定以上であり、その数値が現実的かつ達成可能な計画となっているか。	5点
		・「まだ広く認知されていないものの個性や魅力を有する県産品」を掘り起こすに当たり、独自のネットワークや具体的なリサーチ手法（産地への直接交渉、関係団体との連携等）が示されているか。また、特定の事業者に限ることなく、本県の食の多様性を広く網羅するための選定・構成上の工夫がされているか。	15点
③	販売会実施内容の工夫	・広く消費者を惹きつけ、販売スペースへ消費者を呼び込む工夫であるか。	10点
		・商品の背景にあるストーリーやこだわりを伝え、消費者の深い理解とファン化を促す工夫であるか。	10点
		・全30回の開催において、定番商品に依存せず、「多様な県産品」へ光を当てる工夫であるか。	10点
④	継続購入に向けた取組	・継続購入に向けた取組は、本業務の実施を一時的な販売機会に留めず、中長期的なリピーターの獲得や、県内事業者の取引拡大につなげるための実効性のある取組であるか。	10点
⑤	スケジュール及び実施体制	・適切な業務スケジュールが示され、不測の事態が生じた場合でも予定どおり業務遂行できる体制となっているか。 ・業務実施に当たり、適切な人員・体制が確保されているか。	5点
⑥	類似業務実績	・類似業務の十分な実績を有しているか。	5点
合 計			100点

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- (3) 5(2)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明示29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 過去に発表済みの内容と酷似した提案を行った場合
- (8) その他不正な行為があった場合

8 契約の締結

- (1) 受注者の決定

選定した業務委託候補者と、別途見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により

業務委託候補者と契約締結ができない場合は、次点の提案者を業務委託候補者として契約手続きを行う。

- (2) 契約書の作成
発注者と受注者で協議の上、契約書を作成する。
- (3) 電子契約
この契約は、電子契約を選択することができる。

9 留意事項

- (1) 企画提案に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。
なお、取下願が提出された場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、本方式による実施を延期又は取りやめる場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報等の非開示情報を除いて開示する。